

## 日本図書館情報学会 研究と発表における倫理規程

制定：2022年5月21日

日本図書館情報学会では、日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」に則り、会員に対し、研究・発表において守るべき規範を以下のように示す。

### （基本姿勢）

第1条 会員は、客観性・公正性を重んじ、偏見や差別のない態度を維持するとともに、研究のオリジナリティや社会的有用性を追求し、真理の探求を目指さなければならない。

### （調査研究）

第2条 研究協力者に調査を行ったり実験への参加を求めたりする際は、研究過程全般や研究成果の公表方法について事前に十分な説明を行い、文書で同意を得るなど、適切な措置を講じるものとする。

2 自らが所属する組織や調査が行われる組織に倫理委員会などがあり、研究者自身がその申請対象に含まれている場合は、研究協力者に調査を行ったり実験への参加を求めたりする際に、当該委員会の規定に応じて、事前に具体的な調査計画を示し承認を受ける。

3 データベースを作成・利用する際は、適正な方法によりデータ提供者からデータを入手し、入手したデータは利用目的以外の用途には供しない。その公開にあたっては、データ提供者が同意した範囲を逸脱してはならない。

4 個人情報を集める際は、研究目的との関係で必要なものに限り、その保護・管理を厳重に行うものとする。研究過程で知り得た秘密は守らなければならない。

5 補助金・助成金を使って研究活動を行う際は、補助金・助成金の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。

### （研究発表）

第3条 研究成果を文書または口頭で公表する際に、すでに発表されている理論やアイデアに言及する場合には、その出典を明示しなければならない。

2 データを改ざんしたり、捏造したりしてはならない。また、既発表のデータを初出データであるかのように発表してはならない。

3 すでに雑誌や図書に発表した論文と同じ内容の原稿を投稿してはならない。

4 研究協力者のプライバシーに最大限配慮し、不利益になるような情報を開示してはならない。個人情報は匿名化するなど工夫し、個人や組織に関する情報を示すことが必要な場合には、事前に研究協力者または児童等においては保護者の同意を得るものとする。

5 写真や既発表の図表などを論文に掲載する場合には、著作権や肖像権に十分配慮する。

6 著者は、研究の構想や、データの取得、分析、解釈に実質的に貢献し、論文の知的内容の執筆に責任を負う者とする。共同研究において連名で公表する際は、共同研究者間における当該研究への実質的な学術的寄与に基づき、著者の順序を決定する。

付則 本規程は、2022年5月21日から施行する。